

放課後児童クラブの運営業務委託について

1 現状と課題

佐渡市では、昼間保護者のいない家庭の小学生を対象に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を支援することを目的とした放課後児童健全育成事業(学童保育)を通じ、児童の健全な育成を促進するため、市内 12 か所で児童クラブを運営しています。

事業を開始した平成 18 年度登録者数 177 人に対し、令和 4 年度は 622 人 (R4. 12. 1 現在) と約 3 倍に増加しており、放課後児童クラブのニーズは高まっています。

一方、市内における児童支援員の人材不足は顕著であり、支援員の質の向上や均一化されたサービスが求められているなどの課題を抱えています。

2 今後の方向性について

これまで他自治体での業務実績や運営ノウハウを有する民間事業者による業務委託することで課題を解消し、安定的な運営および利用者のサービス向上が期待できることから民間委託の検討を進めています。委託する児童クラブは、現在運営している 12 か所に令和 5 年 4 月開設の加茂児童クラブを加えた 13 か所を予定しています。

委託事業者は公募型プロポーザル方式により選定し、委託期間は 3 年間の予定です。

3 民間委託に伴う変更点

現在の市の運営形態と変更する点はありませんが、受託者と市が業務を分担して行います。(「4 主な業務分担」参照)

任用中の児童支援員は、本人に意向確認したうえで民間事業者が面接を実施し、雇用を決定する予定です。

◎直営と民間委託の違い

運営形態	直営	民間委託
利用できる児童	・保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生(1～6年生)	・変更なし
公立児童クラブの設置状況 (R5. 1 現在)	・12か所 両津、両津吉井、相川、七浦、佐和田、金井第1、金井第2、新穂、真野、羽茂、小木、赤泊 ・加茂(R5. 4 開設)	・変更なし
申請時の審査	・あり	・変更なし
利用料	・利用日数に応じて月額1,000円～3,000円(8月は1,000円加算) ・登録・保険料1,000円 ※減免制度あり	・変更なし
開設時間	・月～金曜 授業終了後～午後7時 ・土曜 午前7時30分～午後7時 ・長期休み 午前7時30分～午後7時	・変更なし

休館日	<ul style="list-style-type: none"> ・日曜、祝日 ・お盆期間（8/13～8/16） ・年末年始（12/29～1/3） 	<ul style="list-style-type: none"> ・変更なし
-----	--	---

4 主な業務分担

市	受託者
<ul style="list-style-type: none"> ・入会審査及び決定 ・利用料徴収 ・施設の維持管理業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童クラブの運営全般 （児童の支援、保護者連絡、学校との連絡調整など） ・児童支援員の雇用、労務管理 ・その他運営に係る日常業務

5 今後のスケジュール(案)

令和5年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
<ul style="list-style-type: none"> ・関係者説明 （民間委託方向性） 		<ul style="list-style-type: none"> ・委託者公募 	<ul style="list-style-type: none"> ・プロポーザル 実施 ・委託契約 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者説明 （業者決定） ・支援員面接 ・学校との調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営業務引継ぎ ・学校との調整 （最終） 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託開始